参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和８年度文部科学省予算のポイント
著者 / 所属	前　　一平 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	481 号
刊行日	2026-3-3
頁	78-92
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260303.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL　03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

令和８年度文部科学省予算のポイント

前　一平
（文教科学委員会調査室）

１．はじめに
２．文教関係
（１）いわゆる高校無償化（高等学校等就学支援金制度の拡充）等
（２）学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）
（３）教職員定数の改善、教師の処遇改善等
（４）高等教育機関に対する予算
（５）高等教育段階の学生への経済的支援
３．科学技術関係
（１）科研費・創発事業による若手・新領域支援の一体改革
（２）「AI for Science」による科学研究の革新
（３）宇宙関係
４．スポーツ・文化芸術関係
（１）部活動の地域展開等の全国的な実施
（２）スポーツ関係
（３）文化芸術関係
５．おわりに

１．はじめに[1]

令和７年12月26日に閣議決定された令和８年度予算政府案のうち、文部科学省所管一般会計予算（以下「８年度予算」という。）は、５兆8,809億円（対前年度当初予算比3,715億円（6.7％）増）である。そのうち、文教関係は４兆5,981億円（同3,699億円増）、科学技術関係は9,863億円（同86億円増）、スポーツ関係は368億円（同５億円増）、文化芸術関係は1,073億円（同10億円増）となっている[2]。

[1] 本稿は、令和８年２月10日までの情報を基に執筆している（ＵＲＬの最終アクセスの日付はいずれも同日）。
[2] 他に人件費などがあるため、分野ごとの内訳は合計と一致しない。また、本稿における予算の内訳は、四捨五入の関係上、合計と一致しない場合がある。なお、スポーツ関係・文化芸術関係予算にはデジタル庁計上

図表１　令和８年度文部科学省所管一般会計予算（案）の構成

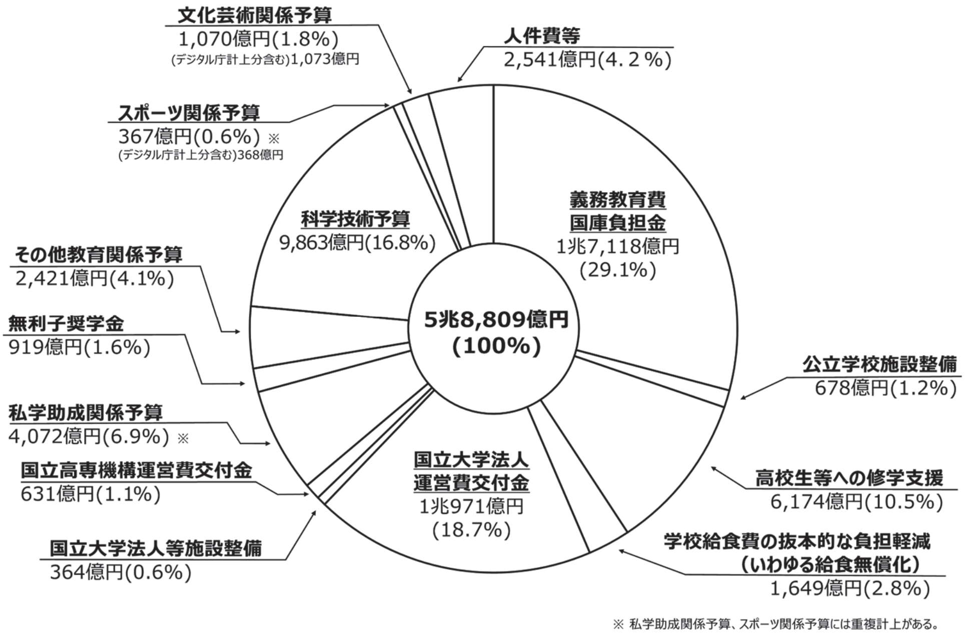

（出所）文部科学省「令和８年度予算（案）のポイント」２頁

また、政府は、「令和８年度予算編成の基本方針」において、令和８年度予算編成は令和７年度補正予算[3]と一体として行うとしており、文部科学省関係の令和７年度補正予算（以下「７年度補正予算」という。）では、補正予算として過去最大となる１兆6,091億円（デジタル庁計上予算を含む。）が計上された。

本稿では、８年度予算について、文教関係を中心に、科学技術関係、スポーツ・文化芸術関係の各予算のうちポイントとなる項目を取り上げ、必要に応じ７年度補正予算にも言及しつつ概観する。

２．文教関係

（１）いわゆる高校無償化（高等学校等就学支援金制度の拡充）等

いわゆる高校無償化については、令和７年２月25日の「自由民主党、公明党、日本維新の会合意」（以下「三党合意」という。）において「令和８年度予算編成過程において成案を得て、実現する」など[4]とされた。その後の政党間での協議等[5]を踏まえ、８年度予算では、

分を含む。

3 令和７年度補正予算は、令和７年12月16日に成立した。

4 三党合意では、いわゆる高校無償化の「先行措置として、令和７年度分について、全世帯を対象とする支援金（11.88 万円）の支給について収入要件を事実上撤廃する」とされ、令和７年度予算の審議において衆議院修正が行われた（後述の**図表３**のＣ（黄色部分）を「高校生等臨時支援」として実施）。当時の国会論議等については、高野涼子「第 217 回国会における「高校無償化」をめぐる国会論議」『立法と調査』No.477（令 7.7.25）118～131 頁＜https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2025pdf/20250725118.pdf＞参照のこと。

5 自由民主党・公明党・日本維新の会無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム（以下「三党検討チーム」という。）「三党合意に基づく令和８年度以降の高校教育等の振興方策について」（令7.10.29）、三党検討チーム「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について」（令7.12.18）、文部科学省・総務省・財務省「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」（令7.12.19）（以下「教育無償化に向けた対応について」という。）。

高校生等の授業料に充てられる**ア高等学校等就学支援金等**について、収入要件の撤廃や支給上限額の引上げ、支給対象の見直し（一部の外国籍生徒、外国人学校を制度対象外にする）のほか、高等学校等就学支援金の対象外となった外国籍生徒[6]等に対して修学支援を実施する**イ高校生等・新修学支援**や、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減する**ウ高校生等奨学給付金**の対象世帯の拡充が行われることとなった[7]。なお、いわゆる高校無償化に係る地方負担に関しては、８年度予算において地方財政措置が行われている[8]。

また、７年度補正予算では、いわゆる高校無償化と併せて、公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースの創出などを行う、**エ高等学校教育改革促進基金**に係る予算として、2,955億円が計上された。

ア　高等学校等就学支援金等

高等学校等就学支援金制度は、国公私立問わず、国が高校生等の授業料に充てるための支援金を支給するものである。学校設置者（都道府県や学校法人など）が生徒本人に代わって就学支援金を受領しており、就学支援金の支給額が授業料に満たない場合は、生徒本人（保護者）が学校設置者に対して差額を支払う必要がある。８年度予算では、主に次頁の**図表２**のとおりの変更を行う[9]としており、高等学校等就学支援金等[10]に5,824億円（対前年度当初予算[11]比1,750億円増）が計上されている。また、**図表２**の②支給上限額の引上げは私立高校の平均授業料を勘案したとされており[12]、④支援対象校種の範囲及び⑤支援対象者の範囲[13]に該当しないこととなった在校生（留学生を含む）については、経過措置が設けられている[14]。なお、これらの就学支援金制度の見直しに当たり、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正が必要である旨報じられている[15]。

6　令和８年度新入生のうち留学生は除き、８年３月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒については留学生を含む。詳細は**イ**参照。なお、教育無償化に向けた対応についてでは、「留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う」とされている。

7　８年度予算では、**ア**～**ウ**のほか、①高校等で学び直す者に対する修学支援、②海外の日本人高校生への支援、③高校等専攻科の生徒への修学支援に係る予算も含め、高校生等への修学支援に関する予算として、合計で6,174億円（対前年度当初予算比889億円増）が計上されている。なお、左記の前年度当初予算には、前掲脚注４の高校生等臨時支援等（1,049億円）が含まれている。

8　教育無償化に向けた対応について（前掲脚注５参照）では、いわゆる高校無償化に係る地方負担に関して、「地方財政計画の歳出に全額計上する」などとされている。

9　以下、令和７年度予算までの高等学校等就学支援金制度を「就学支援金旧制度」、８年度予算における高等学校等就学支援金制度を、「就学支援金新制度」という。なお、旧制度には前掲脚注４の高校生等臨時支援を含まない。

10　高等学校等就学支援金交付金5,800億円のほか、高等学校等就学支援金事務費交付金24億円などがある。

11　前年度当初予算には、高校生等臨時支援等（1,049億円）が含まれていない。

12　文部科学省「令和６年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果について」では、高等学校（全日制）の平均授業料（年額）は45万7,331円であった。

13　対象校種：高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校。

対象者：上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者のいずれかに該当する者。

14　就学支援金新制度の経過措置としては、次頁**図表３**のＢ（緑色部分）に相当する支援を行うこととしている（**イ図表５**も併せて参照されたい）。

15　『読売新聞』（令 8.2.10）。

図表２　８年度予算の主な変更点

	令和７年度まで		８年度予算
①収入要件	年収目安590万円以上世帯には、11万8,800円（年額）のみ支給	⇒	収入要件を撤廃
②支給上限額※1（年額）	全日制：39万6,000円 通信制：29万7,000円	⇒	全日制：45万7,200円 通信制：33万7,200円
③国・地方の負担割合	国が全て負担	⇒	国4分の3：都道府県4分の1※2
④支援対象校種の範囲	一部の外国人学校も対象	⇒	外国人学校は対象外
⑤支援対象者の範囲	外国籍の生徒も対象	⇒	「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格の外国籍生徒は対象外

※１　私立高校の場合。公立高校については授業料相当額である11万8,800円（年額）が上限であるほか、国立高校等も実質無償となる。
※２　国立高校等は除く（従来どおり、国が全て実施・負担する）。
（出所）文部科学省資料を基に筆者が作成

図表３　高等学校等就学支援金の支給額引上げの概要

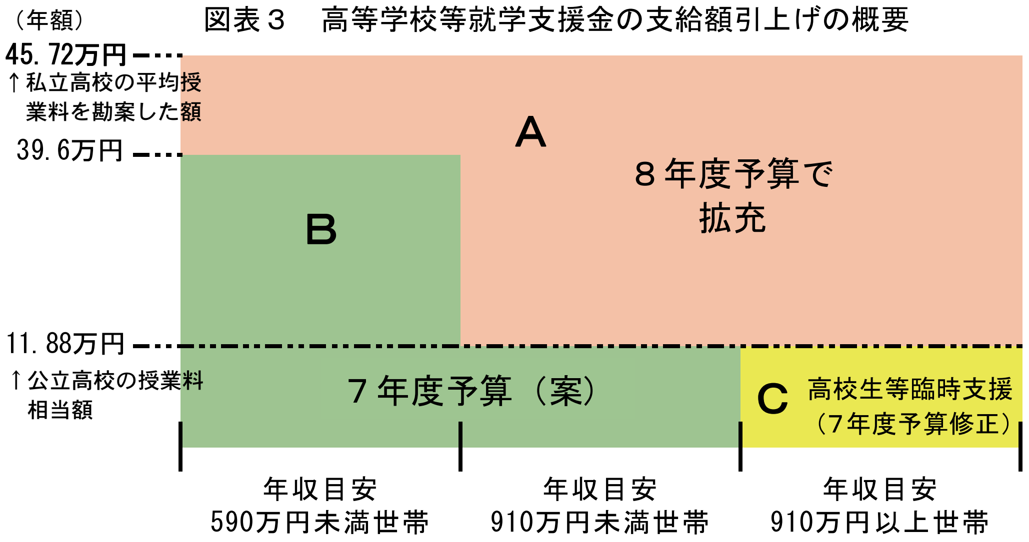

（出所）財務省主計局文部科学係「令和８年度文教・科学技術予算について」（令7.12）15頁を基に筆者が作成

イ　高校生等・新修学支援

８年度予算では、都道府県が**ア**の対象外となる公私立高校等の外国籍生徒等[16]に関して、令和８年度新入生[17]・在校生[18]に対して次頁**図表４・５**のとおり支援を行う場合、国が都道府県に所要額の４分の３の補助を行う[19]としており、高校生等・新修学支援として、新規に13億円が計上されている。なお、８年度新入生への支援は就学支援金旧制度（**図表３**のＢ（緑色部分））と、在校生への支援は７年度に予算修正で措置された高校生等臨時支援（**図表３**のＣ（黄色部分））と、それぞれ同等の水準とされている。

---

[16] 対象校種：就学支援金旧制度であれば対象となる高等学校等就学支援金の支給に関する法律第２条に規定する高等学校等（就学支援金新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）。
対象者：就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒。
[17] 就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒（留学生を除く）。
[18] 就学支援金新制度対象外で経過措置（前掲脚注14参照）が適用される外国籍及び外国人学校の生徒（留学生を含む）。
[19] なお、国立高校等については、国が事業を実施・全額費用負担する。

図表４　令和８年度新入生（外国籍生徒等）への支援の概要

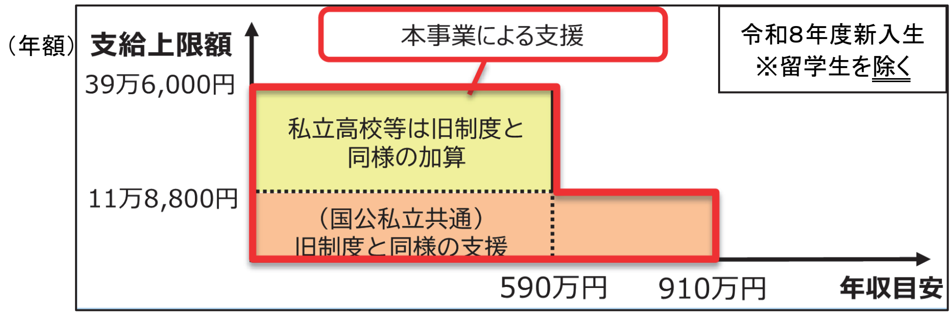

図表５　令和８年度在校生（外国籍生徒等）への支援の概要

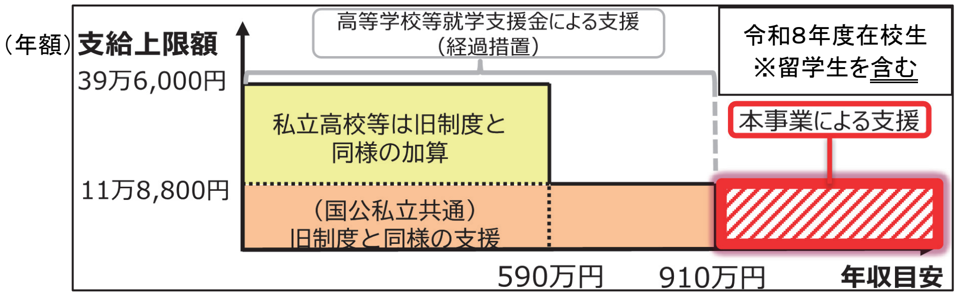

※　図表５の「高等学校等就学支援金による支援（経過措置）」については、前掲脚注14参照。
（出所）図表４・５いずれも文部科学省資料に筆者が一部加筆

ウ　高校生等奨学給付金

高校生等の授業料以外の教育費[20]負担を軽減するため、生活保護世帯・住民税非課税世帯を対象に高校生等奨学給付金が給付されている。８年度予算では、本給付金について、**図表６**のとおり、①対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充し、世帯年収に応じて住民税非課税世帯の３分の１又は４分の１の額の給付金を支給すること、②国３分の１：都道府県３分の２とされている負担割合を、国２分の１：都道府県２分の１に改めること、③対象校種・対象者を見直すこと[21]とされ、322億円（対前年度当初予算比170億円増）が計上されている。

図表６　高校生等奨学給付金の拡充の概要

<令和８年度　支援スキーム>

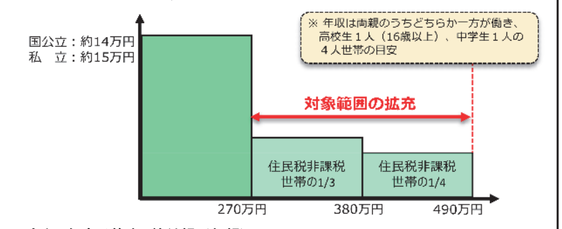

<令和8年度予算案　給付額>（年額）

世帯区分		年収270万円未満（生活保護世帯・住民税非課税世帯）		拡充部分			
				年収270～380万円（非課税世帯の1/3）		年収380～490万円（非課税世帯の1/4）	
		国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護世帯		32,300円	52,600円				
上記以外の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

（出所）財務省主計局文部科学係「令和８年度文教・科学技術予算について」（令7.12）16頁を筆者が一部編集

エ　高等学校教育改革促進基金

政府の総合経済対策では「いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支

[20] 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費などである。
[21] 対象校種：就学支援金新制度の対象校種（特別支援学校（高等部）を除く。また、就学支援金旧制度であれば対象となる、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第２条に規定する高等学校等（就学支援金新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ対象）。
対象者：就学支援金新制度の対象者（就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（令和８年度新入生である留学生は除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ対象）。

援の拡充を図るため、（中略）緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。」[22]とされ、７年度補正予算では、高等学校教育改革促進基金の創設のために2,955億円[23]が計上された。各都道府県に基金を設置し、類型に応じた高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及することとしている。類型としては、①アドバンスト・エッセンシャルワーカー[24]等育成支援、②理数系人材育成支援、③多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保が挙げられており、改革先導拠点の創出に係る経費等を国が全額補助するとしているほか、支援期間は３年程度としている。

（２）学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

いわゆる給食無償化については、三党合意において、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和８年度に実現する」とされた。三党合意及びその後の各般の合意等[25]を踏まえ、公立の小学校段階を対象とした、国から都道府県に交付[26]される給食費負担軽減交付金の創設のため、８年度予算では新規に1,649億円が計上されている。

本交付金の児童一人当たりの基準額は月5,200円[27]である。また、国から各都道府県への支援額[28]は、対象である公立の給食実施校の在籍児童数に、基準額及び月数（11か月）を掛け合わせた金額の２分の１となる。なお、給食実施校においても、

図表７　いわゆる給食無償化の概要

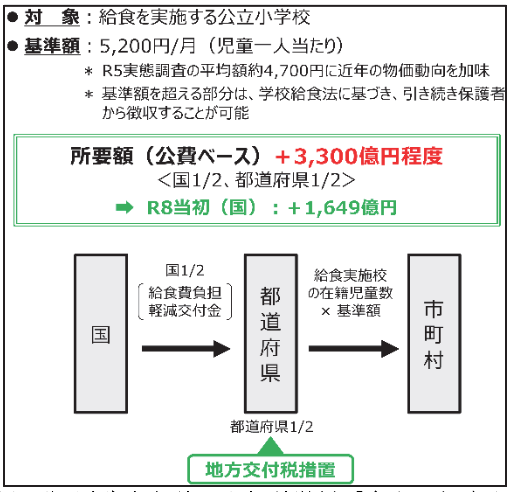

（出所）財務省主計局文部科学係「令和８年度文教・科学技術予算について」（令7.12）15頁

---

[22] 「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令7.11.21閣議決定）（以下「総合経済対策2025」という。）22頁。

[23] 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業に2,950億円、高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業に５億円が計上された。

[24] デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー（第151回中央教育審議会初等中等教育分科会（令7.7.25）参考資料７）。

[25] 三党検討チーム「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（令7.12.18）及び教育無償化に向けた対応について（前掲脚注５参照）。教育無償化に向けた対応についてでは、「今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上する」などとされている。

[26] 国から都道府県に支給された給食費負担軽減交付金に、都道府県負担分を加えた上で、都道府県から市町村に配分されることとなっている。

[27] 小学校・義務教育学校前期課程における完全給食（パン又は米飯等、ミルク、おかず）の場合の金額。また、補食給食（ミルク、おかず）で4,800円、ミルク給食（ミルクのみ）で1,200円であるほか、特別支援学校小学部においては、完全給食で6,200円、補食給食で5,800円、ミルク給食で1,200円とされている。都道府県からの申請がこの額を下回る場合には、その金額となる。

この基準額は、文部科学省「学校給食費調査」（令5.5.1現在）の全国平均（小学校の完全給食の場合で、4,688円）に、近年の物価動向を加味して設定したとされている。なお、文部科学省「学校給食実施状況調査」（令5.5.1現在）によると、国公私立の小学校で給食が実施されている学校数の割合は、完全給食が98.8%、補食給食が0.1%、ミルク給食が0.2%の合計99.1%であった。

[28] 現行の制度において、学校給食に係る経済的困窮世帯等への支援として、①生活保護の教育扶助や②教育扶助を受けていない要保護者への就学援助、③特別支援教育就学奨励費負担金があり、①及び②は支援額の算定に当たり、在籍児童数に含まず（教育扶助・就学援助で対応）、特別支援学校小学部においては③を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、その差額を支援することとされている。

重度のアレルギー・不登校等で喫食していない児童が、公立の小学校段階で約2.3万人いるとされているが[29]、このような非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねるとされている（給食費負担軽減交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定される）。また、基準額を超える部分については学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収することが可能となっている[30]。

（３）教職員定数の改善、教師の処遇改善等

８年度予算では､公立小中学校等の教職員の給与費の一部を国が負担する義務教育費国庫負担金[31]に１兆7,118億円（対前年度当初予算比909億円増）が計上されている[32]（**ア**及び**イ**参照）。また、教員業務支援員などの支援スタッフの配置支援のため、115億円（対前年度当初予算比１億円減）が計上されている（**ウ**参照）。

ア　教職員定数の改善

教職員定数とは、各都道府県・指定都市ごとの小中学校等に置くべき教職員の総数であり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）に基づいて学級数や児童生徒数等に応じて機械的に算定される「基礎定数」と、特定の教育課題等に対応するために毎年度の予算によって決定・配置される「加配定数」から成る[33]。

図表８　教職員定数の改善の概要

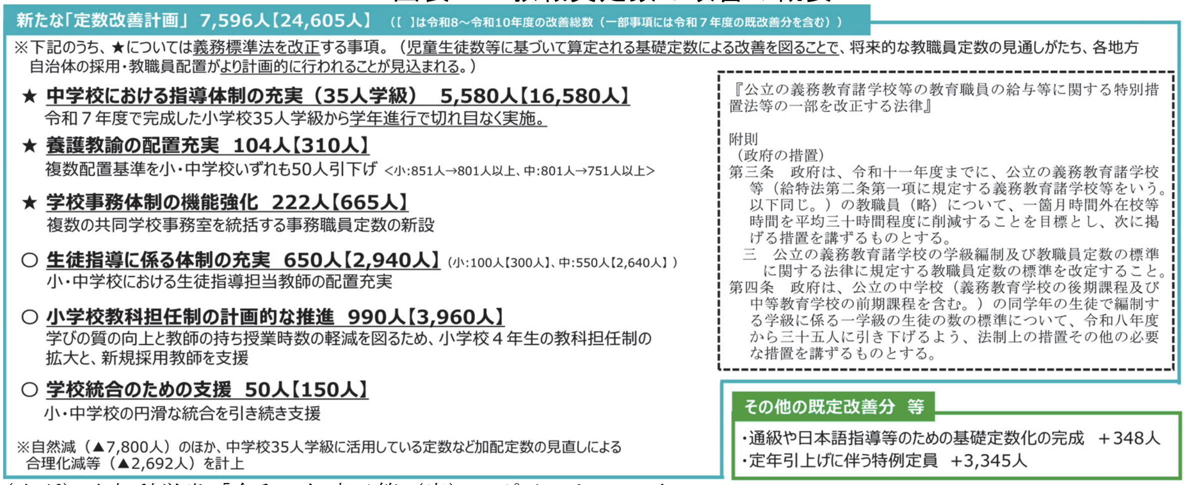

（出所）文部科学省「令和８年度予算（案）のポイント」７頁

文部科学省は８年度予算において、全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、

---

[29] 文部科学省「学校給食実施状況等に係る追補調査（公立）」（令5.5.1現在）において、学校給食実施校における提供を受けていない児童等数として、小学校で２万2,205人、義務教育学校で1,160人、特別支援学校小学部で3,023人とされている。

[30] 学校給食法第11条等により、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費及び人件費は学校設置者、これ以外の学校給食に要する経費（食材費等）は保護者負担とされている。

[31] 義務教育費国庫負担金として、国は教職員定数（後述）に応じた、都道府県・指定都市が負担する小中学校等の教職員の給与費の３分の１を負担している。

[32] ７年度補正予算において、人事院勧告に準じた影響分として、715億円が計上された。

[33] ８年度予算においては基礎定数65.1万人､加配定数4.3万人の合計69.4万人の教職員定数が見込まれており、これを踏まえて、都道府県・指定都市は教職員を配置する。

学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を向上することで、教師に優れた人材を確保するとして、令和８～10年度までの新たな「定数改善計画[34]」を示した。そして、８年度予算分として、基礎定数については義務標準法の改正[35]を前提として、①現在40人である中学校の学級編制の標準を35人に引き下げる、いわゆる35人学級[36]の実施（中学校の学級編制の標準の引下げは昭和55年度以来となる）で5,580人増、②養護教諭の複数配置基準の引下げ[37]で104人増、③複数の共同学校事務室[38]を統括する事務職員定数の新設で222人増が計上されている。また、加配定数については、④小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実で650人増、⑤小学校４年生の教科担任制の拡大と新規採用教師の支援で990人増、⑥小・中学校の円滑な統合の支援で50人増が計上されている（①～⑥合計7,596人増[39]）。このほか、平成29年の義務標準法改正による、通級[40]や日本語指導等のための基礎定数化の完成[41]に伴う348人増が計上されている。

一方、少子化の進展による自然減（7,800人減）、中学校35人学級に活用されている定数など加配定数の見直しによる合理化減等（2,692人減）が計上されており、基礎定数・加配定数の増減を差し引くと、2,548人の定数減[42]となっている。

イ　教師の処遇改善

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、働き方改革の一層の推進や教員の処遇の改善などを図るため、令和７年の改正給特法において、①学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う主務教諭が制度化されたほか、②教職調整額[43]の率を給料月額の

---

34 これまで教職員定数改善計画は第７次（平成13～17年度〔５年計画〕）以降、策定されていなかった。

35 令和７年６月11日に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下「改正給特法」という。）の衆議院修正において、政府は、公立の中学校の学級編制の標準について、「令和８年度から35人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする」ことが盛り込まれた。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（令7.6.13閣議決定）（以下「骨太方針2025」という。）において、「2026年通常国会へ義務標準法改正案を提出し、財源確保と併せて、2026年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善や働き方改革に資する外部人材の拡充を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築する」とされた。改正給特法の概要や主な国会論議等については、竹内健太「令和７年給特法等改正案をめぐる国会論議」『立法と調査』No.477（令7.7.25）132～146頁＜https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2025pdf/20250725132.pdf＞参照のこと。

36 令和３年の義務標準法の改正により、３～７年度の学年進行で小学校第２～６年次の35人学級が実施されており、中学校35人学級の実施においても、８～10年度の学年進行での実施を見込んでいる。

37 複数配置基準を小・中学校いずれも50人引き下げるとしている（小：851人→801人以上、中：801人→751人以上）。

38 二以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができるとされている。

39 新たな「定数改善計画」では、令和８～10年度までの改善総数（一部事項には７年度の既改善分も含む）として、①16,580人、②310人、③665人、④2,940人、⑤3,960人、⑥150人の合計２万4,605人を見込んでいる。

40 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために実施する指導。

41 平成29年の改正まで、通級等については加配で措置されており、29～令和８年度の10年間にかけて基礎定数化が行われている。

42 これとは別に、令和３年の地方公務員法の一部を改正する法律等に基づき行われている、地方公務員の定年引上げ（原則として、５・６年度：61歳、７・８年度：62歳、…13年度～：65歳）に伴い、特例定員が3,345人増となっている。

43 教員には原則として時間外勤務を命じないこととされ、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しないとされる一方で、勤務時間の内外を問わず包括的に評価するものとして、給料月額の一定割合が支給されている。

４％から暦年で１％ずつ（令和８年は５％、９年は６％…）段階的に引き上げ、13年から10％にすること等とされた。８年度予算では、これらの事項に加え、③部活動指導手当[44]の見直しを行うほか、④民間企業の賃上げの状況などを反映した人事院勧告による給与の増等に対応するとしている。

ウ　支援スタッフの配置支援

文部科学省は教員の負担軽減などのため、多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援している。８年度予算では、①授業準備の補助やデータ入力・集計等のサポートをする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）に２万9,720人分（対前年度当初予算比1,620人増）、②副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援等を行う副校長・教頭マネジメント支援員に1,300人分（対前年度当初予算比同数）、③児童生徒の学習サポートやキャリア教育等を行う学習指導員等に7,950人分（同1,250人減）の配置支援[45]を行うとしている。

（４）高等教育機関に対する予算

ア　国立大学法人運営費交付金

高等教育予算の中心を占める国立大学法人運営費交付金（本節において「運営費交付金」という。）は、各国立大学法人が安定的・継続的に運営を行うため、使途が特定されない[46]基盤的経費として交付されている。国立大学法人化された平成16年度以降、運営費交付金は減少傾向にあり、令和７年度までに1,600億円以上（約13％）減少した[47]。これに対し文部科学省は、令和８年度概算要求において、対前年度当初予算比600億円以上増となる１兆1,416億円を要求した。７年度補正予算では、物価・人件費の上昇等[48]を踏まえて421億円が、また、８年度予算では、７年12月24日の松本文部科学大臣と片山財務大臣との大臣折衝を踏まえて１兆971億円[49]（対前年度当初予算比188億円増、増額幅は法人化以降実質的[50]に過去最大）が計上されている[51]。

---

[44] 土日等に部活動の指導業務に従事した場合に支給され、これまで３時間程度の業務で日額2,700円とされていたところ、８年度予算においては日額3,900円とするとしている。

[45] 負担割合は国３分の１：都道府県・指定都市３分の２。

[46] ただし、運営費交付金のうち、特殊要因経費分などについてはそれぞれの事項に使途が限定されている。また、基幹経費分も法人化時の承継職員の人件費が定員ベースで措置されている等の理由から、「実質的に使途が拘束されている部分も大きい」とも指摘される（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構『大学改革支援に関する調査研究2023年度プロジェクト報告書』（令6.3）229頁）。

[47] 平成16年度当初予算：１兆2,416億円、令和７年度当初予算：１兆784億円。一般社団法人国立大学協会はこのような状況について、「国立大学協会声明－我が国の輝ける未来のために－」（令6.6.7）において、「国立大学の活動を支える基盤経費（運営費交付金）は減額されたままです。加えて、社会保険などの経費の上昇、近年の物価高騰、円安などにより基盤経費を圧迫し、実質的に予算が目減りし続けています。…寄付金などの外部資金や自ら収入を増やす努力も進めています。…しかし、もう限界です」などの見解を表明している。

[48] 人件費に充てられる予算を補正で計上するのは、国立大学法人化以降初めてであると報道されている（『毎日新聞』（令7.11.29））。

[49] 国立大学経営改革促進事業からの組替（53億円）を含む。

[50] 平成26年度当初予算において、特殊要因（東日本大震災による国家公務員の給与減額支給措置の終了）によって、25年度当初予算比331億円増の１兆1,123億円が計上された。

[51] なお、第80回総合科学技術・イノベーション会議（令7.11.28）において、高市内閣総理大臣は第７期科学技術・イノベーション基本計画の取りまとめに向け、「我が国の『科学』を再興すべく、運営費交付金などの基盤的経費や、基礎研究への投資の大幅な拡充について検討」するよう指示している。

イ　私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助は、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援する一般補助と、各大学の特色・強みを生かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する特別補助から成る。８年度予算では、地域から必要とされる人材育成を担う地方大学や日本の競争力を高める教育研究を担う大学等を重点的に支援することとしており、2,987億円（対前年度当初予算比８億円増）[52]が計上されている。

（５）高等教育段階の学生への経済的支援

少子化に対処するため、住民税非課税世帯・これに準ずる世帯と多子世帯[53]の学生[54]を対象に、**図表９・10**のとおり大学等による年額最大96万円の授業料等（授業料・入学金）減免と独立行政法人日本学生支援機構による年額最大91万円の給付型奨学金の支給が併せて行われており、８年度予算では、6,567億円（対前年度当初予算比35億円増）が計上されている[55]。

図表９　世帯年収別の給付型奨学金・授業料等減免による支援の概要

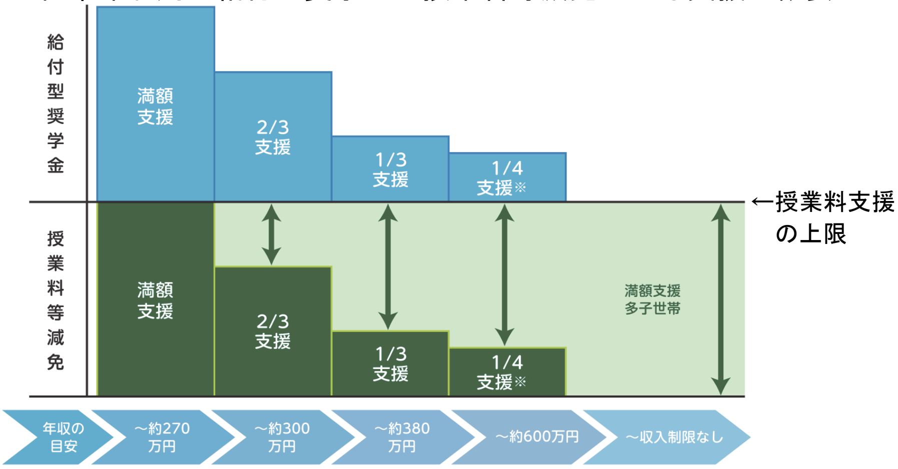

※　年収の目安が約380～600万円については、以下の①・②の学生に支援が行われる（②は給付型奨学金による支援は行われない）。
①多子世帯の学生：支給上限額の４分の１の給付型奨学金（授業料等減免は支給上限額の満額）
②私立理工農系の学部等の学生〈大学・高等専門学校に通う場合〉：支給上限額の３分の１の授業料等減免
〈短期大学・専門学校に通う場合〉：支給上限額の４分の１の授業料等減免
（出所）独立行政法人日本学生支援機構資料を筆者が一部編集

図表 10　大学に通う学生への給付型奨学金・授業料等減免の上限額

区分		給付型奨学金の支給年額		授業料等免除・減額の年額	
		自宅通学	自宅外通学	授業料	入学金
大学	国公立	35万円	80万円	54万円	28万円
	私立	46万円	91万円	70万円	26万円

※　大学以外（高等専門学校等）の場合は、一部を除いて上限額が異なる。
（出所）独立行政法人日本学生支援機構資料を基に筆者が作成

[52] 一般補助：2,782億円（対前年度当初予算比９億円増）、特別補助：205億円（同２億円減）。
[53] 子供を３人以上扶養する世帯。
[54] 大学・短期大学・高等専門学校（４年・５年）・専門学校の学生。
[55] 令和元年10月の消費税率10％への引上げによる増収分の一部が財源として活用されており、予算はこども家庭庁に計上され、文部科学省が執行する。

また、独立行政法人日本学生支援機構は、経済的理由で修学が困難な優れた学生に奨学金の貸与を行っており、このうち無利子奨学金（第一種奨学金）について、８年度予算では、919億円（対前年度当初予算比43億円減）が計上されている。なお、有利子奨学金（第二種奨学金）等[56]については、令和８年度財政投融資計画の財政融資資金に5,305億円が計上されている。

３．科学技術関係

我が国の研究力は、Ｔｏｐ10％補正論文数等の指標から見ても諸外国との比較において相対的に低下傾向となっており[57]、その背景として、若手研究者の割合低下や新たな研究領域への参画割合の減少、博士号取得者数の伸び悩み等の課題があるとされている。このような状況に対し、我が国の基礎研究・学術研究の国際的な優位性を取り戻す「科学の再興」が必要であるとされている。

８年度予算においては、科学の再興に向け、新たな研究領域の継続的な創造のため（１）**科研費・創発事業による若手・新領域支援の一体改革**を行うほか、時代に即した研究環境の構築のため（２）**「AI for Science」による科学研究の革新**などを実現するとしている。また、（３）**宇宙関係**等の各分野の研究開発の推進などに関する予算も計上されている。

（１）科研費・創発事業による若手・新領域支援の一体改革

我が国では、論文数等の指標の低下傾向に加えて、研究トピックの後追いや研究活動の国際性の低さが指摘されている。このため、文部科学省は若手研究者を中心とした挑戦的・国際的・創発的研究への支援を強化することが必要であるとして、科学研究費助成事業（科研費）・創発的研究支援事業（創発事業）による若手・新領域支援の一体改革を行うとしている。

科研費は、人文学・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、あらゆる学術研究を対象とするボトムアップ型の競争的研究費であり、ピアレビュー

図表 11　若手・新領域支援等のイメージ

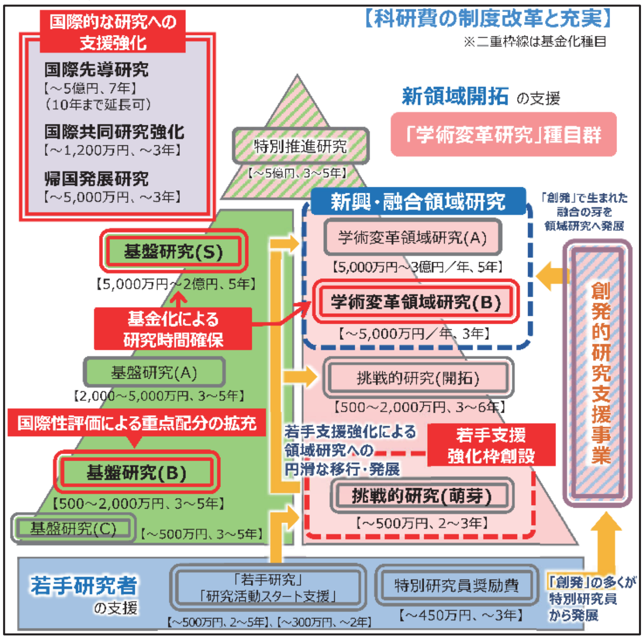

（出所）文部科学省「令和８年度予算（案）のポイント」66 頁

[56] 有利子奨学金（第二種奨学金）及び授業料後払い制度（大学院修士課程（博士前期相当の課程を含む）や専門職学位課程の在学者が、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付（後払い）できるという制度）。なお、貸与人数としては、無利子奨学金及び授業料後払い制度で47万９千人、有利子奨学金で68万４千人分の予算が計上されている。

[57] 文部科学省科学技術・学術政策研究所科学技術予測・政策基盤調査研究センター「科学技術指標2025」（令7.8）によると、日本の論文数（自然科学系、分数カウント法、令和３～５年の平均）は世界第５位、他の論文に引用された回数が上位であるＴｏｐ10％・Ｔｏｐ１％補正論文数で第13位・第12位である。

（研究者コミュニティから選ばれた研究者による審査）によって優れた研究課題を採択し、研究の多様性を確保しつつ独創的な研究活動を支援している。８年度予算では若手・新領域支援の一体改革・拡充や国際的な研究への支援強化を行うとしており、2,479億円（対前年度当初予算比101億円増[58]、当初予算での100億円以上の増額は15年ぶり）、７年度補正予算では300億円が計上されている。

また、創発事業は、若手を中心とした独立前後の研究者[59]に対し、自らの野心的な構想に専念できる環境を長期的に提供することで、破壊的イノベーションをもたらし得る成果の創出を目指すものであり、７年間（最長10年間）の安定した研究資金を提供するとしている。令和元年度補正予算から基金により支援が実施されており、７年度補正予算では、133億円が計上された。

（２）「AI for Science」による科学研究の革新

「AI for Science」とは、「ＡＩ技術を科学研究のあらゆる段階に適用し様々な分野で活用する取組とともに、ＡＩ研究、環境構築、人材育成、社会実装などを政策的に検討し、推進すること」[60]などとされている。例えば、現在発表されている海外企業の科学研究用ＡＩでは、文献調査や実験手法の立案などの科学者のサポートのほか、新たな研究テーマを自ら発案することができると報じられており[61]、ＡＩは創造性・効率性などの観点で、科学研究の在り方に急速かつ抜本的な変革をもたらしつつある[62]。そのため、文部科学省は、科学研究向けＡＩ基盤モデルの開発・共用や基盤モデルの開発に不可欠な計算基盤の開発・整備、ＡＩ駆動型研究に不可欠である高品質かつ高価値な計測データの高速かつ大規模な創出を行う拠点の形成、「AI for Science」を世界的にリードする国内外のトップレベル機関との共同研究開発などを行うこととしており、このような「AI for Science」による科学研究の革新に向け、８年度予算では193億円（対前年度当初予算比４億円増）、７年度補正予算では1,143億円[63]が計上されている。

---

[58] 自由民主党・日本維新の会連立政権合意書（令7.10.20）において、「科学技術創造立国の礎となる基礎研究について、十分な研究費を確保するため、科研費を大幅に拡充する」ことが盛り込まれている。

[59] 博士号取得後15年以内。

[60] 文部科学省科学技術・学術審議会情報委員会（第44回）「AI for Scienceの推進に向けた基本的な考え方について」（令7.10.6）２頁。なお、「人工知能基本計画～「信頼できるＡＩ」による「日本再起」～」（令7.12.23閣議決定）８頁では、「AI for Science」について「科学研究に広くＡＩを利活用する」ことであると説明されている。

[61] 『日本経済新聞』（令7.10.1）。また、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会基礎・横断研究戦略作業部会（第13期～）（第１回）（令7.11.25）資料２－５（事務局説明資料）では、ＡＩ･機械学習を用いた科学研究の論文動向として、生命科学・医科学分野の論文数は平成23年～令和５年の13年間で20倍となった旨、報告されている。

[62] 文部科学省「令和８年度予算（案）のポイント」68頁に掲載されているイメージ図では、①仮説形成段階としてＡＩとの対話により、科学的論拠のある仮説を形成（１か月～２か月⇒１日～３日）、②実験計画段階として、複数の実験計画をＡＩが自動生成（～１か月⇒～１日）、③実験段階として膨大な探索範囲をシミュレーションで絞り込み、自動実験ロボがノンストップ実験（６か月～１年半⇒１か月～１か月半）、④解釈・考察段階として、ＡＩが複数の解釈を提示、ＡＩとの対話を通じて考察（３か月～６か月⇒３日～７日）と、各段階においてＡＩにより大幅に時間短縮を図ることができる旨示されている。

[63] 運営費交付金中の推計額を含む。

（３）宇宙関係

骨太方針2025において、基幹ロケットの高度化や打ち上げの高頻度化等の宇宙分野が重要分野に位置付けられた。それを踏まえ、民間企業・大学等の大胆な技術開発への支援を強化・加速するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）に設置された宇宙戦略基金に７年度補正予算では950億円が計上された[64]。また、基幹ロケット打ち上げ能力の強化に向けて、８年度予算では29億円（対前年度当初予算比72億円減）、７年度補正予算では174億円が、国際宇宙探査（アルテミス計画[65]）に向けた研究開発等の経費として、８年度予算では185億円（同109億円増）、７年度補正予算では302億円が計上されている。

上記の予算を含め、宇宙関係予算として、８年度予算では1,518億円（対前年度当初予算比２億円増）、７年度補正予算では1,555億円[66]が計上されている。

４．スポーツ・文化芸術関係

（１）部活動の地域展開等の全国的な実施

生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開する、部活動の「地域展開」について、文部科学省は令和７年12月に新たなガイドライン[67]を公表した。このガイドラインは公立中学校等を主な対象としており、休日においては、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこと、平日においては、まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証することなどの８～13年度までの改革実行期間[68]の取組方針や、国が示す要件等に基づき市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みの構築、地域クラブ活動の運営等への公的支援などについて、基本的な考え方が示された。

これに基づき、文部科学省は地方公共団体への補助を通じて、休日の地域クラブ活動の活動費や経済的困窮世帯の生徒、部活動指導員の配置への支援を行うとともに、平日も含めた地域展開等の加速化のための実証事業などを実施するとしており、８年度予算では57億円（対前年度当初予算比20億円増）、７年度補正予算では82億円[69]が計上されている。

---

64 総務省、経済産業省と共に合計2,000億円が計上された。なお、総合経済対策2025の30頁において、「宇宙戦略基金による速やかな総額１兆円規模の支援を通じて、宇宙空間における輸送、衛星及び探査の分野において先端技術開発、技術実証及び商業化を支援する」とされている。

65 月面での持続的な探査の実現とその活動を通じて、火星有人探査に向けて必要となる技術や能力を実証・獲得することを目指す米国提案の計画。我が国は、令和元年10月に参画方針を決定した。

66 運営費交付金中の推計額を含む。

67 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」（令7.12）。また、このガイドラインでは、「受益者負担の水準については、地方公共団体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示す」とされた。その後、スポーツ庁ウェブサイト「運動部活動の地域展開等推進事業（令和８年度予算等）令和８年度当初予算（案）及び令和７年度補正予算補足資料」＜https://www.mext.go.jp/sports/content/20251225-spt_oripara-000028257-004.pdf＞８頁では、「休日に週１日・月４日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする」ものの、あくまでイメージであり、地域の実情や実施回数等の実態を踏まえ、多様な設定があり得ることなどが示されている。

68 なお、改革実行期間の前の令和５～７年度は、「改革推進期間」と位置付けられており、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令4.12）においては、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされていた。これを踏まえ、休日における部活動の地域クラブ活動への移行に係る実証事業などが行われていた。

69 内訳として、運動部活動について、８年度予算では50億円（対前年度当初予算比18億円増）、７年度補正予算

（２）スポーツ関係

国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、様々な選手強化活動を包括的、戦略的に実施していくことが重要であることから、平成27年度から各競技団体が行う選手強化活動に必要な経費を配分する「競技力向上事業」が実施されている。本事業では、独立行政法人日本スポーツ振興センターが国の方針に基づき、競技団体への選手強化費の配分及び事業評価等を行い、各競技団体は選手強化費の配分を受け、日本代表チームの強化合宿の実施や国際大会への派遣、コーチ・スタッフの設置を行っており、８年度予算では105億円（対前年度当初予算比１億円増）が計上されている。

また、令和８年９～10月に行われる愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会の開催支援[70]のため、共生社会の実現に資するアジアパラ競技大会の開催関連経費や、アジア競技大会の安全な実施に伴う経費として警備関係経費の一部を補助するなどとしており、７年度補正予算では136億円が計上された。

（３）文化芸術関係

文化庁は国立文化施設[71]について、国内文化芸術施設をリードする先進的な取組を進めるとともに、国内外関係機関との連携強化、デジタル化・オープンデータ化の推進など、機能強化・整備を図っており、８年度予算では335億円（対前年度当初予算比10億円増）、７年度補正予算では17億円が計上されている。また、我が国発のコンテンツの海外市場規模を令和15年までに20兆円に拡大する目標[72]が設定されており、その達成に向けて、マンガ分野を始めとしたコンテンツの海外発信基盤の構築、そのための翻訳人材等の育成、対価還元に向けた環境構築等の総合的な取組を、文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター支援基金）を活用して複数年度にわたって推進することとしており、８年度予算では２億円（前年度当初予算同額）、７年度補正予算では175億円が計上されている。

このほか、令和７年12月16日、昭和29年度の制度創設から初めて重要無形文化財の対象分野が拡大された[73]。同月24日、松本文部科学大臣と片山財務大臣との令和８年度予算案についての大臣折衝において、食文化を含む「生活文化」の分野におけるいわゆる人間国宝の認定に向けて、８年度交付分として10名分の予算を追加で措置することが合意され、８年度予算では、重要無形文化財の各個認定保持者（いわゆる人間国宝）が取り組む、わざ

では58億円が、文化部活動について、８年度予算では７億円（同２億円増）、７年度補正予算では24億円が計上されている。

[70] 令和７年12月３日、国が同大会を主催する公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に対し、大会の準備・運営に要する経費について、予算の範囲内においてその一部を補助することができることなどを内容とする、「愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法」（議員立法）が成立した（７年12月10日公布・施行）。

[71] 独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人日本芸術文化振興会。

[72] 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令7.6.13閣議決定）32～33頁、知的財産戦略本部「新たなクールジャパン戦略」（令6.6.4）26頁。なお、令和６年の日本のコンテンツの海外売上は約６兆円とされている（株式会社ヒューマンメディア『日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース2025Vol.18【確定版】』（令7.11）151頁）。

[73] 令和７年文部科学省告示第139号「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示」（令7.12.16）。

の錬磨や伝承者養成等を支援する「重要無形文化財保存特別助成金」に２億５千万円が計上されている（対前年度当初予算比２千万円増）。

５．おわりに

第220回国会（常会）召集日である令和８年１月23日に衆議院が解散され、８年度予算の審議は次の特別会に行われることとなった。同月19日の記者会見では、高市内閣総理大臣は解散の決断について述べるとともに、「８年度予算の成立を可能な限り早く実現したい。それでも、暫定予算の編成が必要になるかもしれません。その場合にも、高市内閣として４月からの実施を決定している、いわゆる「高校の無償化」、「給食費無償化」の予算については、関連法案の年度内成立や暫定予算の計上など、あらゆる努力をして、実現してまいります」[74]と発言した。60年ぶりの常会冒頭解散の後に行われる、８年度予算の国会審議に注目したい。

（まえ　いっぺい）

[74] 首相官邸ウェブサイト高市内閣総理大臣記者会見（令8.1.19）＜https://www.kantei.go.jp/jp/104/statement/2026/0119kaiken.html＞。